

○船橋市総合計画審議会条例

昭和53年9月28日

条例第40号

改正 平成30年12月26日条例第58号

船橋市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、船橋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平30条例58・一部改正)

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要があると認める者

(平30条例58・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員（前条第1号に掲げる委員を除く。）は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

(平30条例58・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

(船橋市総合開発審議会条例の廃止)

2 船橋市総合開発審議会条例（昭和35年船橋市条例第13号）は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年船橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年12月26日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。